

諸外国の検討状況と事例(AI作成証拠の取扱い)

【米国】

- 連邦証拠規則改正案「規則707(機械生成証拠)」

[Regulations.gov](https://www.regulations.gov)

証拠規則に関する司法会議諮問委員会は、機械生成証拠(Machine-Generated Evidence)に関する規則707を含む連邦証拠規則の改正案を提示し、期間を2025.8.15~2026.2.16としてパブリックコメントを行った。現行規定においてAI生成物に関する特別の規定は存在しないところ、改正案においては、機械の出力が専門家を伴わずに提出され、かつ、その出力が人間の専門家からのものであれば専門家証言として扱われるであろう場合には、その証拠採否は専門家証言に関する規則702の要件(a専門家の科学的、技術的又はその他の専門的な知識が、事実認定者による証拠の理解又は争点事実の判断を助けるものであること、bその証言が十分な事実又はデータに基づいていること、cその証言が信頼性のある原則及び方法の産物であること、d専門家が当該原則及び方法を適切に反映させた意見を事案の事実信頼できる形で適用していること)に服することを定めている。

- 全米州裁判所センター「裁判所におけるAI・生成AI利用の指針」

[Artificial Intelligence: Guidance for Use of AI and Generative AI in Courts](#)

現行の証拠規則は十分であるかと問題提起した上で、①現在のところ、ディープフェイクを検出するツールは、ディープフェイクを作成するツールほど高度ではないことから、訴訟や陪審への影響を軽減するために、裁判官はAIに関連する証拠上の問題を特定し、可能であれば、審理前・陪審不在の場で判断すべきである、②裁判所は、ディープフェイクが法的手続に及ぼす潜在的な害に対処し、音声・映像・画像証拠の採否により厳格な規則を導入すべきか検討することが重要である、③自らを代理して訴訟に臨む当事者が高い割合で存在する事件類型において、現在の対審構造が前提とする「当事者が証拠の真正性に異議を唱える」ことに依拠するのは、現実的でない可能性があり、ディープフェイクが広く蔓延した場合、特に、裁判所がディープフェイクを識別することを可能にする信頼できる技術ツールが利用可能となる場合にはなおさら、裁判所は証拠の真正性を誰が判断すべきかを再検討する必要があるかもしれないと記載している。

【EU】

- EU「AI規則」

[Regulation - EU - 2024/1689 - EN - EUR-Lex](#)

証拠法上のルールは存在しないものの、①AIシステム提供者の義務として、AIシステムの出力は機械判読可能な形式で人工的に生成・改変されたものであることを検出可能にしなければならない(Article 50.2)、②ディープフェイクを生成するAIシステム運用者の義務として、コンテンツが人工的に生成・改変されたものであることを開示しなければならない(Article 50.4)ことなどを定めている。

- EU「eIDAS」

[EUR-Lex - 02014R0910-20241018 - EN - EUR-Lex](#)

2014.7 に欧州議会と欧州理事会が採択・公布し、2024.4 に大きく改正された(eIDAS2.0)もの。AI生成物に関するルールではないものの、電子データを裁判手続で証拠として提出する際に、電子形式であること等だけを理由に排斥してはならない(非差別原則)とし、適格の電子署名・シール・タイムスタンプ・通知について出所・完全性・時点・送受信の事実に関する推定効を付与することなどを定めている。

【オーストラリア】

- ニューサウスウェールズ州最高裁判所「生成AI利用に関する通達・ガイドライン」

[District Court General Practice Note 2 - Generative AI Practice Note](#)

[Guidelines_Gen_AI.pdf](#)

生成AI利用について、①宣誓供述書、証人供述書、人物評価書、供述者や証人の証言・意見を反映することを意図した資料又は証拠として提出される資料、反対尋問で使用され資料の内容を生成(ドラフトのための準備作業を除く)する目的での使用禁止(SC GEN 23.10)、②証人の証言を文章化する際に、改変・脚色・補強・弱体化・その他の表現変更の目的での使用禁止(同 12)、③宣誓供述書・証人供述書・人物評価書の内容等にAIが使用されていない旨の開示記載義務(同 13)、④例外的に使用する場合に裁判所の許可が必要(同 15)、⑤特に専門家意見書については、原則として、裁判所の許可がない限り、その内容をドラフト・作成することはできない(同 20)ことなどを定めている。

【シンガポール】

- シンガポール最高裁判所「裁判所利用者の生成AI利用指針」

[guide-on-the-use-of-generative-ai-tools-by-court-users.pdf](#)

生成AI利用について、①裁判で依拠しようとする証拠の生成(作成、捏造、脚色、強弱など。宣誓供述書や陳述書のドラフトは除く。)に使用してはならない(指針5(1)(c))、②裁判所は裁判書類の作成に生成 AI ツールを使用したことの通知を求めることがあり、裁判所から求められた場合、裁判書類のどの部分 AI 生成コンテンツを使用したか、生成 AI ツールの出力をどのように検証したかを説明しなければならない

(同(4)、(8))、③違反した場合には、裁判所は費用負担命令、証拠の不採用、懲戒処分などの措置をとることがある(同(9))ことなどを定めている。